

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月17日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

佐賀県人事委員会規則第42号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特例) 第2条 前条の特例は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) <u>その他勤務しないことについて特に認める規定による場合</u> (11) 略</p>	<p>(特例) 第2条 前条の特例は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) <u>国民スポーツ大会、県民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に競技の監督、選手等として参加する場合</u> (11) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。